

令和8年度、9年度及び10年度における潜水艦教育訓練隊の防犯設備の設置、移設に係る役務に係る契約希望募集要領

令和8年度、9年度及び10年度における潜水艦教育訓練隊の防犯設備の設置、移設に係る役務に係る契約について公募を実施しますので、参加希望者は下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊呉地方総監部経理部長

記

1 調達品目等

令和8年度、9年度及び10年度における潜水艦教育訓練隊の防犯設備の設置、移設に係る役務

2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められ、適正な契約の履行が確保される者であること。

- (5) 令和7年・8年・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の競争参加資格を有すること又は競争参加資格（全省庁統一資格）が更新された場合は、更新された競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。
- (6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し、又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (7) 当該役務の履行に必要な次の能力・態勢を有するか、又は履行時までには有することができる者
- ア 入退室管理装置に関する専門的な知識、技術
 - イ 不具合発生時における迅速かつ継続的な対応態勢
 - ウ 設置及び移設において既設機器（潜水艦教育訓練隊入退室管理装置）と接続し使用できること。
- また、既設機器（潜水艦教育訓練隊入退室管理装置）の製造会社（広島総合警備保障株式会社）の技術資料等が入手できること又はその者と連携できること。
- (8) 当該事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号から、第7号の項目を満たすこと。

3 参加表明書及び技術資料の提出

- (1) 応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に呉地方総監部経理部長に提出した同一の公募内容における技術資料と、本年度の技術資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで技術資料の提出を省略することができる。
- ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - イ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
 - ウ 予決令第71条の規定に該当しないこと及び日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し、又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約する書類

エ 過去5年間の最新の同等又は類似の工事（実績がない場合は、省略できるものとする。）

オ 応募にあたり役務内容履行に関して制限がある場合については、その旨を記載すること。

カ 前項第7号に規定する設備並びに能力・態勢を証明する書類

（2）提出先

海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課審査係

〒737-8554

広島県呉市幸町8番1号

0823-22-5511（内線2254）

（3）提出期間

令和8年6月15日（月）～令和8年7月15日（水）

なお、新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

また、募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

（4）提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

（5）提出部数

参加表明書2部、技術資料2部

4 技術資料の審査等

（1）技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

（2）技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

5 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

6 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

- (2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり、本号について同意した上で応募するものとする。
- ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約相手方としない。
- イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
- エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
- キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
- ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、
この限りではない。

(記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

海上自衛隊呉地方総監部経理部長 殿

(株)〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

調達品目	備考
令和8年度から令和10年度における潜水艦教育訓練隊 の防犯設備の設置、移設に係る役務	

(注：部分的な応募等補足事項がある場合は適宜記載して下さい。)

関連文書：呉監公示第 一 号（令和7年 月 日）

添付書類：1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
2 令和〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式